

平成 2 8 年度第 1 回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	平成 2 8 年 7 月 1 1 日（月）午後 2 時～午後 4 時 5 分
場 所	島原市役所大会議室
委 員	八幡 秀昭 委員長（公認会計士・税理士） 吉田 省三 委員（長崎大学 経済学部教授） 古瀬 寛二 委員（商工会議所副会頭） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 加藤 剛 委員（弁護士）…欠席 《敬称略》
市関係出席者	柴崎副市長、本多総務部長 《事務局》大場契約管財課長、荒木契約検査班長、荒木主査、井上主事 《工事主管部署》 ・ 教育総務課…菅課長、竹中主査 ・ 水道課…石田課長、坂田班長、吉田係長 ・ 道路課…荒木課長、小川技師 ・ 環境課…前田課長、谷口班長、北島係長 ・ 市民安全課…安永課長、前田主査、（建築）吉岡技師 ・ しまばら観光おもてなし課…吉田課長、内藤班長、濱部主査、（建築）藤本主査
報告事項	平成 2 7 年度入札執行及び契約状況等について
抽出事案審議	平成 2 7 年度下半期発注工事の審議について
審議対象期間	平成 2 7 年 1 0 月 1 日 ～ 平成 2 8 年 3 月 3 1 日
抽出事案	8 件（制限付き一般競争入札 1 件、指名競争入札 6 件、随意契約 1 件） ※各委員から 2 件以内で抽出（重複 2 件あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

委員会意見の内容	▶ 建築工事において、諸経費の割合が随分違うものがあるので、業者は諸経費の割合を知っているのか、また勘違いが多い場合には、それを周知することも必要ではないか。 ▶ 長崎県版の単価というが、県が対象にしている比較的規模が大きな工事と、市が対象とする規模が小さな工事を同じ価格でできるのかわからない。差があるのであれば、必要に応じて補正をすることも考えた方がよくはないか。（建築工事） ▶ 指名業者の選定において、地区要件を考慮している場合があるが、全体の指名からすると不適切な取り扱いとなっている。
-----------------	--

別紙

意見・質問	回 答
(1)報告事項 入札及び契約手続きの運用状況等について	
指名競争入札の割合が多い。要綱では3千万円以上の工事は一般競争入札となっているようだが、この基準を今後変える予定はないのか。	現在のところは、変更する予定はない。
いつから3千万円以上が一般競争入札となっているのか。	平成17年4月1日からの取り扱い。
それ以前はどうだったのか。	一般競争入札については、平成13年8月1日から施行しているが、その時は、施工条件等を勘案して市長が選定するものとしていた。特に金額による基準はなかった。
3千万円を基準としている理由はあるのか。	この場ではわからない。
(2)抽出事案審議 平成27年度下半期発注工事の審議について	
審議1 第一中学校体育館非構造部材落下防止改修工事《制限付き一般競争入札》	
この入札では全者が最低制限価格を下回り失格となって不落、再度の指名競争入札においても13者中3者が失格となっており、予定価格の設定が高すぎるのではないかと思った。	設計については長崎県公共工事積算基準に基づいて積算しており、業者の直接工事費と設計額を比較しても99.71%であり、予定価格が高いとは考えていない。
失格者が多数出ていることに対して、どう思うか。	諸経費について各業者の見積が低くなっているが、(補助)事業であるので県の統一的な基準で積算することになる。
諸経費がどれくらいというのは、積算基準で決まっているのではないか。	県の基準により直接工事費の約25%となっている。
業者は経費率というのは、わかっているのではないか。	わかっていると思う。
業種ごとに諸経費率は違うと思うので、業者が見積で工種を勘違いしたのか。設	(意見として承る)

別紙

意見・質問	回 答
計は県の基準で積算しているのはわかるが、失格者が多いことについては、工種の勘違い等があるのなら、業者へ何らかの周知が必要ではないかと思う。	
審議 2 立野浄水場流末排水路整備工事《指名競争入札》	
700万円の入札において、全者が最低制限価格付近で42,000円の間で応札している。	県の労務単価、資材単価は公表されており、歩掛についても国の基準を準用しているため、市販の本で確認できる。また、積算ソフトも販売されており、最近はこちらとした見積ができるようになっている。直接工事費では全者ほぼ設計額どおりの見積で、最低制限価格に対しての各業者の考えでの応札となっている。
直接工事費があまりにもピッタリだと、不自然に思う。ほぼ設計額どおりの見積ができ、最低制限価格付近での応札となっている。	業者が積算するレベルは上がっていると思う。
水道課の入札で、ほかにも同じような状況があるのか。	最低制限価格付近の応札で、この事案は失格者がいなかったが、失格者が出ることもある。
審議 3 東小路・江崎線ほか1線改良工事《指名競争入札》	
指名業者の選定で、有明地区の9者から総合数値上位7者を選定している。 2年前に地区要件について指名選定委員会で協議され、決裁後、(1千万円未満の工事について)地区要件が考慮されている。 下半期で有明地区の土木Bランクの工事が6件あり、(指名業者は)7者全部同じである。 一般競争入札に比べて指名競争入札が圧倒的に多いので、指名のあり方について検討が必要ではないか。	300万円以上1000万円未満のBランクの工事で、地区要件を考慮したために、6件の入札が同じ指名業者となったということについては、それぞれの所管で指名をするために、個々の指名について問題はないが、全体でみると同じ指名になっていたということで、今後は契約管財課で全体の指名状況を把握するよう対応する。

別紙

意見・質問	回 答
工事概要で構造物取壊工一式とあるが、取壊は単価が決まっているのか。 直接工事費で設計額とほぼ同じ見積となっている。 この案件は、すべて単価と数量がわかっていると思ってよいのか。	内容で立米数等を出しているので、それに単価を乗ずると、見積ができる。 アスファルトとコンクリート舗装のがらを立米で出している。
工事概要がもう少しわかるような資料（図面）を出してもらいたい。 他の自治体の入札監視委員会では工事概要の説明があってから、入札の話に入るところもある。	事業課と協議して準備できるものは、添付するようにしたい。
審議 4 横断 A 線改良工事《指名競争入札》	
予定価格を超過した者は再入札に参加できて、最低制限価格を下回った者は再入札に参加できないという理由は何か。 この見積も設計額に近いところでできているので、再入札ができる者は、予定価格付近での応札ができ、高いところでの落札となっている。納税する側からすると、もったいない。	国の政策が品質の確保を重視し、ダンピングを防止するために、設計額の 9 割程度を最低制限価格として設けている。
ランダム係数次第では OK という説明があったのだから、その範囲内なら品質が確保できないことにはならない。	現在の取扱いとしては、入札執行事務処理要領により最低制限価格を下回った者は失格として再入札に参加できない。
そのように決まっているのはわかる。 その理由は。ランダム係数の最下限値の範囲内なら、再入札に参加させてよいのではないか。	調べさせていただきたい。
2 回目の入札に入るときに、何を公表するのか。	1 回目の入札で予定価格を上回った者のうちで最低入札額を公表する。この額を下回る額を応札しないと落札できない。
指名業者の選定で、「工事近傍地区から」とはどういうことか。	工事施工地区で業者数が足りない場合に、その近傍の地区から指名している。
その取扱いはどこにあるのか。	これが先ほど議論になった地区要件の取扱いとなる。

別紙

意見・質問	回 答
審議 5 しまばら斎場火葬炉熱交換器取替工事《随意契約》	
この場合の予定価格は、どのようにして決めたのか。	業者からの見積を基に設計している。
適切かどうかの判断はどうしたのか。	見積書の工事費、人件費は確認しているが、機械本体価格についてはその業者のものなので確認できない。
他者の見積は取れないのか。他者の見積に対して、1.5倍とか2倍とかになっているとおかしい。	他者からの見積を取ることは可能であると思う。今後、類似する工事について、可能な範囲で見積を取るようにしたい。
作ったときから部品交換は想定できるのだから、最初からそこを含めて契約できないのか。作ってしまうと絶対に受注者が強い。	今後、検討していきたい。
一者からの見積でよいのか。	随意契約によることができる場合が、自治法施行令、市契約規則に規定されている。特殊なものとか一定金額以下の場合等は随意契約ができる。また、原則2以上の者からの見積徴取となっているが、理由があれば1者からの見積でできる。この事案は1者との随意契約に該当する。
審議 6 島原市消防団第13分団詰所・格納庫改築工事《指名競争入札》	
落札者以外が予定価格を上回る応札ということで、不自然に感じた。事業課はどう考えているのか。	設計の単価は、年4回更新されている長崎県の単価を採用している。設計から発注までの間に、県内で多くの建築工事が発注されており、特に仮設工事の足場等が不足していた状況で、材料費や労務費が高騰していたため、直接工事費の増加となったようである。
足場とかの仮設工事費は、どのくらいの割合なのか。	全体の10%程度である。
指名業者の選定で、工事施工地区を考慮して白山・安中・霊丘地区から7者とあがるが、地区ごとの業者数は。	白山が3者、安中が3者、霊丘が1者の指名となっている。

意見・質問	回 答
審議 7 銀水建物保存修理工事《指名競争入札》	
最初から落札できない高い応札をするというのは、わからない。低い予定価格を設定した市に対する抗議なのか。	明治の建物を復元するもので、白蟻の被害等も進んでおり非常に老朽化しているため、一般的な在来工法のリニューアルに加えて、木造軸組、柱、梁の取り替えという複雑な工事となる。業者の施工経験にばらつきがあったのではないかとと思う。設計は適切な単価を選んでおり、予定価格が低すぎるということも耳にしていない。
単価は明確なのか。	県単価を使用し、そこにはないものについては、市場に出ている建築の刊行物から選んでいる。
審議の1件目、2件目では、単価が明確で県の単価に準じており、市販のソフトも精密で、きちんと計算できるということであったが、これはそういう工事ではないということか。	土木とは異なり、建築はすべての単価が公表されているわけではなく、業者の施工経験なり、市場に出ている刊行物から選びながらの積算になる。
白蟻にやられている柱は取り替える、そうでなければできるだけ元の柱を使うということか。	使える物は使ってもらう。とにかく老朽化が激しいので、設計に表われていない時間がかかる作業もあると現場からは聞いている。
ということは、予定価格はそういう複雑さを考慮していなかったということになるのか。	ばらつきはあるが、この金額でできるといって応札した業者もあるので、施工経験とか、手持ち工事等が影響しているのではないかと考えている。
土木は単価が公表されていてきちんと積算できるのと比べると、建築は公表されていない単価があるとかであれば、それが適切というのは誰が判断しているのか。あるものの単価が刊行物次第で複数ある場合もあるのではないか。	参考となる刊行物の単価を使うことになるが、複数ある場合は、同じ施工条件であれば、金額の低い方を選んでいる。
そうであれば、全体的に上に行きがちかもしれない。たくさんの資料を見られるのであれば、一番低い額を選べるが、そうでなければ、高い額を選ぶ可能性が高	古い建物の保存という難しい工事であったと思う。 7者は予定価格付近での応札となっており、あと2者は明らかに高く、自社では

別紙

意見・質問	回 答
くなり、全体としては上にくる。 今の時期、仕事が多くて、単価の改定が追い付いていない。	難しいと判断されているのだろうと思う。 行政としてはできるだけ安い方でやっていくというのも一つの理論である。
指名業者の選定で、「27年度の建築工事の契約高を考慮して」とはどういうことか。	この工事は27から28年度への繰越事業であり、補助事業を活用しているので、契約高を考慮して、決められた工期の中で、間違いなく工事が実施できる業者ということで指名した。
土木工事だと類似、同種の工事の経験を要件にすることがあるが、こういう歴史的な建物を保存するときに、同種の工事をやったことがあるとか、改築工事をやったことがあるとかを要件にしないのか。	古材を使った建物、古民家の改修工事をやったことがある業者は島原にはいないので、一般的にいう建築という概念で指名した。
審議8 県道愛野・島原線他2線温泉配湯管布設替工事（北ルート22工区） 《指名競争入札》	
積算は簡単な工事と思うが、なぜ予定価格を上回る応札が多いのか。	直接工事費については、どの業者もきちんとなされている。工事路線が県道ということで、安全管理費、現場管理費を他よりも高めに考えられたと思う。また、年度末にかかる工期で、他の工事を持っている業者もある。
最初から安全管理費、現場管理費は、積算に入れておくのではないか。	設計の安全管理費、現場管理費は、数量等適正に入れており、通常の諸経費に関しては国が設定した水道事業実務必携により計算している。これ以上、上げることは不可能で、工事施工場所で変わることはない。
取れるのがわかっていて、そこだけ入れている感じにもみられる。直接工事費はソフト等を使ってそこそこの額が出ているが、諸経費は110%程度としている。設計額を超えたらとれないとわかっているにも係わらず、何か勘違いしたのか、元々取る気がないのか、お付き合いで札	同時期に他にも同様の工事を出した経緯もあって、指摘の状況になっている。

別紙

意見・質問	回 答
だけ入れとおこうというふうにもみられる。 さらに、内訳書よりも入札額が高い業者もいる。取ろうと思っていれば、ありえない。 取りにきた業者がどのくらいあるのか。	
指名された場合に、辞退すると何かペナルティがあるのか。	ありませんが、辞退は少ない。
取る気がないのなら辞退してもらった方が、お互いに仕事量が増えなくてよくはないか。	指名をされたら辞退するのが、市に対して折角指名してもらったのにと意識があるように思う。
年度末で仕事が立て込んでいて、受けても仕事ができないとか、普通のお金じゃ無理ですよというときには、遠慮なく辞退してくださいと、ルール上問題がなければ、市の方から話をしてよさそうな気がする。	(意見として承る)
委員長からこの委員会のもう一つの設置目的である「契約の内容の透明性を確保」について、市の取り組みについて説明を求められた。	
一例を挙げて、入札保証金及び契約保証金の取り扱い、予定価格、最低制限価格、契約内容等の公表について説明。	
《審議案件に関する委員会の所見》	
審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保について問題は認められず、適正に処理されていた。	